

令和5年度第1回嘉麻市の国民健康保険事業の運営に関する協議会 議事録

日時：令和5年5月25日（木）

午後2時00分

場所：本庁舎5階委員会室2

出席者（10人）

被保険者代表委員 松岡 眞智子、野見山 淳子、田子森 治子
保険医・薬剤師代表委員 西野 豊彦、岩見 元照、石崎 慶太
公益代表委員 藤 伸一、中嶋 時夫、林田 作実、藤春 満智子

傍聴人数（0人）

<議題>

- （1）会長、副会長の選出について
- （2）令和6年度の国民健康保険税について
- （3）今後のスケジュールについて

<審議の内容>

- （1）会長、副会長の選出について
 - 国民健康保険法施行令第5条の規定により、公益を代表する委員から藤委員を会長に、中嶋委員を副会長に選出する。
- （2）令和6年度の国民健康保険税について
（事務局より説明）
 - ① 国民健康保険の運営について
 - 嘉麻市国民健康保険は、国や県からの交付金や被保険者からの国民健康保険税などの収入と福岡県国民健康保険団体連合会への療養費や県への納付金などの支出で運営されている。その中で、国民健康保険税による収入と納付金による支出が収支状況を左右する。
 - ② 嘉麻市の国民健康保険税について
 - 国民健康保険税は医療費に対する「医療分」、後期高齢者医療制度を支える「後期高齢者支援金分」、介護保険を支える「介護分」で構成され、税額の計算は、「所得割」「均等割」「平等割」「資産割」で計算されている。

嘉麻市では、医療分と後期高齢者支援金分は「所得割」「均等割」「平等割」「資産割」の全てを使う4方式、介護分は「所得割」「均等割」を使う2方式を採用している。

資産割については、固定資産のあり方が変わっていることや県内での税率統一に向けて、廃止している自治体が多い。

嘉麻市の税率は、所得割は県内でも平均程度、資産割は高く、均等割と平等割はかなり低く設定されている。

③ 被保険者数の推移と納付金について

- 納付金とは、県全体の保険給付費を賄うために、市町村が県に支払うお金である。納付金の金額は減っているものの、人口減少や社会保険の適用拡大を背景に、毎年被保険者数が減少しているため、1人あたりの納付金の負担額が大きくなっている。

④ 標準保険料率（県提示）と累積赤字について

- 県に負担する納付金を賄うために、県は市町村標準保険料率を示している。嘉麻市の現行税率と比較して、所得割は低く、均等割と平等割はかなり高く設定されている。この税率で設定した場合、低所得者層への負担が大きくなる。
- 嘉麻市国民健康保険特別会計の累積赤字は、平成29年度までは約5億6000万あったが、令和4年度には約3億2000万円まで減ってきている。しかし、令和5年度は被保者数の減少による収入減などを理由に、赤字に転落する恐れがある。

⑤ 今後の課題について

- 資産割のあり方
- 今後想定される赤字転落と累積赤字の解消

(委員からの意見)

特になし

(3) 今後のスケジュールについて

- 令和6年度には、資産税のあり方や累積赤字の解消について目途を付けることとなっている。十分な周知期間を考えると9月議会への上程を考えているが、税制という重大な問題であるため、本協議会において十分な協議を重ねていただく必要がある。そこで、第2回、第3回のスケジュールについても協議していく。
- 事務局案としては、第2回の会議を6月中旬とし、そこで決算報

告や資産割のあり方や赤字の解消について具体的な対応を協議
いただく。また第3回の会議を7月上旬とし、答申内容について
協議いただくこととしたい。第4回は間をあげ、保健事業などの
説明をしたい。しかし、協議内容などで回数や時期の変更するこ
ともある。

- 本協議会は、毎回木曜日の午後に実施されており、それに従い、
第2回の会議を6月15日（木）14時に実施したい。

(委員からの意見)

特になし

終了 14時38分